

平成28年2月3日

各 位

会 社 名 コカ・コーラウエスト株式会社
代 表 者 代表取締役社長 吉松 民雄
(コード番号 2579 東証第一部、福証)
問合せ先 総 務 部 長 松 平 欣 也
(Tel. (092)641-8760)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年3月23日開催予定の第58回定時株主総会に「監査等委員会設置会社」への移行等に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において、別途開示しておりますとおり、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法といいます。)により、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」への移行が可能となりました。当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高め、さらなる企業価値の向上を図るため、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、「監査等委員会設置会社」への移行に必要な変更を行うものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、社外取締役に限らず、取締役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 : 平成28年3月23日(水)

定款変更の効力発生予定日 : 平成28年3月23日(水)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (省 略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の 機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条 (省 略)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人 第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (省 略)</p>	<p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (省 略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会 第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社に、取締役15名以内をおく。 (新 設) (選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任す る。 2. (省 略) 3. (省 略) (任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社に、取締役(<u>監査等委員であ る取締役を除く。)</u>15名以内をおく。 2. <u>当社に、監査等委員である取締役7名 以内をおく。</u> (選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、株主総 会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (任期) 第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を 除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任 後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	
(代表取締役)	
第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。	3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u> (代表取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から選定する。
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第25条 (省 略)	第25条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第26条 (省 略)	第27条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>	第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
(相談役および顧問)	(相談役および顧問)
第28条 (省 略)	第29条 (現行どおり)
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(常勤監査等委員および常任監査等委員)</u>
	第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。また、監査等委員会は、その決議によって別に常任監査等委員を選定することができる。</u>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の招集)
	第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会規則)
	第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(員数)	(削 除)
第29条 <u>当会社に、監査役7名以内をおく。</u>	
(選任)	(削 除)
第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
(任期)	(削 除)
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤監査役および常任監査役)	(削 除)
第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。また、監査役会は、その決議によって別に常任監査役を選定することができる。</u>	
(監査役会の招集)	(削 除)
第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
(監査役会規則)	(削 除)
第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条～第38条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 2</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>平成28年3月開催の第58回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

以 上